

高校生に多い消費生活相談事例(令和6年度京都府)

高校生の消費生活相談件数 1位は、化粧品

令和6年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別で主なもの)

	1位		2位		3位			
高校生	化粧品 (美容液、歯磨き粉 等)	17件	インターネット ゲーム (ゲーム課金 等)	9件	紳士・婦人洋服 (Tシャツ 等)	9件	健康食品 (サプリメント(ダイエット等)、プロテイン)	6件

令和6年度に京都府内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が高校生の相談事例
 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和7年7月検索

1位 化粧品・3位 健康食品 相談事例

【事例1】 定期購入(美容液)

SNS 広告を見て美容液を申し込んだ。「回数縛りなし」と書いてあったので初回のみのもつもりだった。その代金 2,000 円は支払ったが、2回目が届き 13,000 円を請求された。継続回数がないコースに申し込んだはずが、お得なコースの案内が表示され、定期購入に変更したことになるらしい。

【事例2】 定期購入(歯みがき粉)

ホワイトニングに関心があり、ネット広告で見た歯みがき粉を初回 680 円で年齢を偽って契約した。2回目以降は解約して受け取らないつもりだったが、4回分 55,000 円の購入が必要と言われた。

【事例3】 定期購入(ダイエットサプリ)

SNS 広告が気になりクリックした。有名歌手のダイエットサプリで、ナンバー1を謳っていて効果があると思い、980 円の商品を注文した。注文後調べると、次々勝手に商品を送ってくる等悪い口コミが多かったので解約しようと思い電話するが、つながらない。2回目からは 9,000 円で、高額で支払えない。

2位 インターネット (オンライン) ゲーム 相談事例

【事例4】 ゲーム課金(※1)

※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

スマホでゲームに計 70 万円の課金をした。自分の口座やデビットカードに紐づけたスマホ決済アプリ、スマホに紐づいている親のクレジットカードで支払っていたが、親に知られた。返金して欲しい。

【事例5】 ゲーム課金

クレジットカード会社から「カードの利用を止めた」と通知があった。利用明細を確認すると、プラットフォーム事業者(※2)で 43 万円分の多数の決済がされている。子どもに確認するとゲーム課金をしたとのこと。以前アプリのインストール時にクレジットカード情報を入力したことがあった。取り消したい。

※2 インターネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

2位 紳士・婦人洋服 相談事例

【事例6】 偽サイト(Tシャツ)

ネット通販で 7,000 円の Tシャツを注文し、口座振込で支払った。しかし、在庫がないため QR コード決済で返金するので SNS を登録するようとの連絡が届いた。怪しい。

【事例7】 偽サイト(Tシャツ)

子どもが友人から聞いたサイトで有名メーカーの 12,000 円の Tシャツを注文。定価の半額で販売されていた。しかし、後日届いた商品は偽物だった。メールを送ったが、送信エラーになる。

その他の相談事例

【事例8】フリマアプリ(コンサートチケット)

子どもが、SNS で知り合った人からアイドルのコンサートチケットを譲ってもらう約束をし、代金を振り込んだ。しかし、コンサートの前日に相手から「ファンクラブのサイトにログインできなくなったため、チケットの引き渡しはできない」と連絡がきた。

【事例9】サブスクリプション(動画(音楽)配信サービス)

※令和5年度の事例

子どもが1か月の無料期間がある動画や音楽を配信するサービスに申し込みをしたようだが、利用することなくそのままになって失念していた。親のキャリア決済が上限10万円を超えたため明細を確認すると、過去1年以上毎月2,728円の料金が引き落とされていることが分かった。 ※令和5年度の事例

【事例10】ワンクリック詐欺(アダルトサイト)

※令和5年度の事例

子どもがスマホでネットを見ていたところ、アダルトサイトの広告に触ってしまい、「登録されました。メール下さい」の画面が表示され、メールをしたら「取り消したければ電話して下さい」と返信があったので、電話で個人情報を伝えてしまった。業者は「42万円を振り込んでほしい」と言っている。

18歳から大人
~こんなトラブルに気をつけよう!~

未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

【事例1】鍵の開錠サービス 契約当事者年齢:18歳 契約購入金額:14万円

夜にマンションの鍵を失くして、ネットで探した「900円～」と表示されていた業者に電話し、来てもらった。作業後に14万円を請求され、支払った。返金してほしい。

【事例2】賃貸住宅 契約当事者年齢:22歳 請求金額:10万円

3年間住んだ賃貸住宅を退去した際に、原状回復費用として部屋のクリーニング代10万円の請求を受けた。ペットを飼ってもおらず、喫煙もせず、掃除も行ってた。高額で納得できない。

【事例3】電気契約 契約当事者年齢:23歳

マンションに訪問してきた業者に「電気料金が安くなる。マンションの他の人も契約している」といわれ、検針票を見せるように言われた。契約したつもりはなかったが、契約完了メールが届いた。

クーリング・オフのハガキを書いてみよう!

「クーリング・オフ」リーフレット→

※ 令和4年6月から、メールやFAX、フォームなどで通知ができるようになりました



お近くの消費生活センターにつながります



京都府消費生活安全センター
京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階
(消費生活相談) 075-671-0004 【平日 9 時~16 時】

若年消費者
ほっとダイヤル
075-671-0044

インターネット
消費生活相談



【平日 9 時~17 時】

(センターHP)

